（改正前の平成十九年改正前施行規則別紙様式の特例）

第五条　前条の規定による改正前の平成十九年改正前施行規則別紙様式第十五号の三による高齢受給者証は、当分の間、同条の規定による改正後の別紙様式第十五号の三の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現に存する前条の規定による改正前の平成十九年改正前施行規則別紙様式第十五号の三の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第六条　国家公務員共済組合法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第二条の二） ［第二章―第七章　略］ 附則	目次 第一章　総則（第一条・第二条） ［第二章―第七章　同上］ 附則
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省・国土交通省令第四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六条第一項及び第二項、第八条第一項第五号並びに第二十九条第五号の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月一日

厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録申請書の記載事項） **第六条**　法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～五　（略） 六　法第七条第一項第六号及び第七号に掲げる基準に適合することを誓約する旨 七～十一　（略） 十二　登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（令第二条に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人をいう。次号において同じ。）が法第八条第一項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する旨 十三　登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が法第八条第一項第一号から第五号までに掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約する旨	（登録申請書の記載事項） **第六条**　法第六条第一項第十五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～五　（略） （新設） 六～十　（略） （新設） （新設）